

# 令和8年度 目黒区介護福祉士 資格取得費補助事業



目黒区内事業所の「介護福祉士」の資格取得費を、  
運営法人からの申請により補助します。

## 補助要件

- ① 第37回(令和6年度)又は第38回(令和7年度)介護福祉士国家試験を受験した者であること。なお、国家試験に合格した場合(但し、全パート合格に限る。)は、介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- ② 職員が運営法人と雇用契約を結ぶ前に国家試験に合格している場合は、登録から3か月以内に介護職員として区内の介護サービス事業所の職務に従事していること。
- ③ 運営法人と雇用契約を結び、雇用契約後に当該運営法人の運営する区内の介護サービス事業所にて3か月以上就労し、現に就労していること。
- ④ 国、東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同様の補助金等を受けていないこと。

## 補助金額

上限10万円(1,000円未満切り捨て)

※消費税・支払い手数料等は補助対象外

## 対象経費

令和6年4月1日から申請日までに支出した以下の金額が対象です。

《全パート合格者》

- ・介護福祉士受験手数料
- ・介護福祉士受験対策講座受講料
- ・介護技術講習受講料

《一部パート合格者・不合格者》

- ・介護福祉士受験手数料

## 申請方法

オンラインフォーム(LoGoフォーム)によりご申請ください。

※介護福祉士登録証・領収書等が必要です。

■ オンラインフォーム申請ページ

<URL> <https://logoform.jp/form/KeTk/920693>

目黒区WEBサイトからもリンクがございます。

(ページタイトル「目黒区介護福祉士資格取得費補助事業」)

※WEBによる申請が困難な場合は、郵送または窓口にてご申請ください。



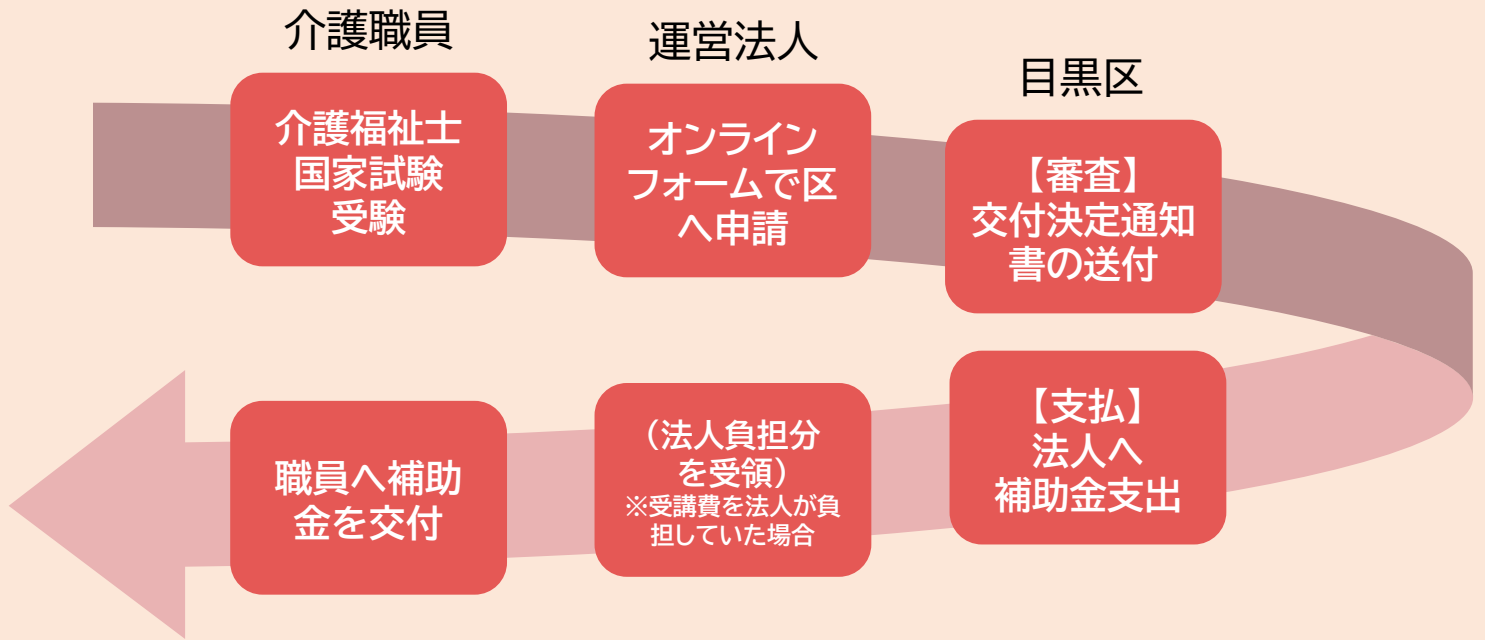
## 申請期限

令和9年3月12日(金)必着

※補助は予算終了次第、受付終了とさせていただきます。  
終了の際は、目黒区WEBサイトでお知らせします。

<介護保険指定事業者>

居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、  
介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、  
介護老人福祉施設及び介護老人保健施設



## よくあるご質問

Q1 目黒区民ではないが、目黒区内の介護事業所に勤務している。

A1 補助対象です。

Q2 直接職員が申請して補助金を受領することは可能ですか。

A2 職員の方が直接申請し、補助金を受領することはできません。必ず事業所の運営法人から申請をして、運営法人を通じて補助金を受領してください。

Q3 領収書に記載の金額は全額が補助対象ですか。

A3 支払った金額のうち、消費税・分割払い手数料を除いた「本体価格のみ」が補助対象経費です。特に、消費税分を忘れずに除いたうえで、補助対象経費を計算してご申請ください。

Q4 消費税が対象外とのことですが、課税対象となるのはどれですか。

A4 補助対象経費のうち、「受験対策講座受講料」・「介護技術講習料」が課税対象となりますので消費税を除いた金額でご申請ください。  
それ以外の、「受験手数料」は非課税となります。

問い合わせ先

目黒区 高齢福祉課 高齢者福祉住宅・施設係  
〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15  
Tel 03-5722-9843 Fax 03-5722-9474  
Email kourei07@city.meguro.tokyo.jp